

たばこ税の手持品課税申告の手引



(令和元年 10月 手持品課税用)

この手引は、**令和元年10月1日**午前0時現在において、**紙巻たばこ三級品**を販売のため合計**5,000本以上**所持する小売販売業者等に対して実施される国のたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税の手持品課税の申告・納税について、小売販売業者等の皆様方に分かりやすくご案内するものです。

なお、令和元年10月1日の手持品課税では、紙巻たばこ三級品以外の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、**加熱式たばこ**、かみ用のたばこ、かぎ用のたばこは課税対象となりません。

申告書の提出期限：令和元年 10月 31日（木）

たばこ税等の納期限：令和2年 3月 31日（火）

国 税 庁 ・ 総 務 省

国税庁及び総務省のホームページでは、たばこ税の手持品課税に関する情報を提供しています。

◆国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

◆総務省ホームページ

www.soumu.go.jp



申告書等にはマイナンバーの記載等が必要です！

手持品課税に係る申告書には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書等を税務署等へ提出する際には、**毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

国税庁 マイナンバー

検索

www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm



目 次

I	はじめに	1
II	手持品課税の概要	
1	手持品課税の時期	2
2	手持品課税の対象となる場合	2
3	申告の方法	3
4	申告書の提出期限	5
5	税金の納期限	5
III	申告書の記載要領及び注意事項	6
IV	設例による税額の計算及び申告書の記載例	
	(設例) 他に営業所(店舗)があり、かつ、自動販売機の設置がある場合	10
V	納付書の書き方について	14
VI	その他	
1	小売販売業者の方の記帳	15
2	社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について	15
	小売販売業者の帳簿の記載例	16

手持品課税の対象となる「紙巻たばこ三級品」の銘柄



【主に沖縄県で販売】 【主に沖縄県で販売】

I はじめに

たばこ税関係法令の改正により、「紙巻たばこ三級品」に係るたばこ税及びたばこ特別税並びに道府県たばこ税及び市町村たばこ税（以下、これらを総称して「たばこ税」といいます。）の特例税率が廃止され、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税の税率が引き上げられます。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施されており、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、次の 4 段階に分けて税率改正が実施されます。

期 間	税 率 (1,000 本当たり)				
	たばこ税	たばこ特別税	道 府 県 たばこ税	市 町 村 たばこ税	合 計
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	2,950 円	456 円	481 円	2,925 円	6,812 円
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	3,383 円	523 円	551 円	3,355 円	7,812 円
平成30年4月1日から 令和元年9月30日まで	4,032 円	624 円	656 円	4,000 円	9,312 円
令和元年10月1日から	5,802 円	820 円	930 円	5,692 円	13,244 円

これに伴い、平成 28 年から平成 30 年までの各年における 4 月 1 日及び令和元年 10 月 1 日の午前 0 時現在において、たばこの販売業者（小売販売業者及び卸売販売業者等）の方が、店舗（営業所）、倉庫、居宅等で合計 5,000 本以上の紙巻たばこ三級品を販売のために所持している場合には、その所持する紙巻たばこ三級品について、税率の引上げ分に相当するたばこ税が課税されます。このことを「手持品課税」といいます。

この手引では、**令和元年 10 月 1 日**に行われる手持品課税の対象範囲、申告及び納税等について説明します。

<令和元年 10 月 1 日現在の紙巻たばこ三級品に係る税率>

区 分	税 目	税 率 (1,000 本当たり)			1 本当たり 引上げ額(※)
		改 正 前	改 正 後	引上げ額	
国 税	たばこ税	4,032 円	5,802 円	1,770 円	1.770 円
	たばこ特別税	624 円	820 円	196 円	0.196 円
地方税	道府県たばこ税	656 円	930 円	274 円	0.274 円
	市町村たばこ税	4,000 円	5,692 円	1,692 円	1.692 円
合 計		9,312 円	13,244 円	3,932 円	3.932 円

(※) 平成 28 年、平成 29 年及び平成 30 年の手持品課税時の税率とは異なりますのでご注意ください。

Ⅱ 手持品課税の概要

1 手持品課税の時期

手持品課税は、**令和元年 10月1日（火）**に行われます。

（注）具体的には、**令和元年 10月1日午前0時**に製造場又は保税地域以外の場所で販売のため所持する紙巻たばこ三級品に対して行われます。

2 手持品課税の対象となる場合

たばこの販売業者の方が、令和元年 10月1日午前0時現在において、**合計 5,000 本以上**の「紙巻たばこ三級品」を販売のために所持している場合には、その所持する「紙巻たばこ三級品」が手持品課税の対象となります。

なお、5,000 本未満（4,999 本以下）となる場合には、申告・納付をする必要がありません。

また、例えば、8,000 本の紙巻たばこ三級品を所持している場合には、5,000 本を超える 3,000 本のみが課税対象となるのではなく、8,000 本全てが課税対象となります。

《所持数量の判定における注意事項》

1 令和元年 10月1日の手持品課税は、紙巻たばこ三級品以外の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ、かみ用のたばこ、かぎ用のたばこは課税対象となりませんので、所持数量の判定における数量に含める必要はありません。

2 所持数量は、本数で判定します（箱数又はカートン数ではありません。）。

$$5,000 \text{ 本} = \frac{1 \text{ 箱 (20 本)}}{250 \text{ 箱}} = \frac{1 \text{ カートン (200 本)}}{25 \text{ カートン}}$$

3 複数の営業所等があり、それぞれの営業所等の場所で紙巻たばこ三級品を所持する場合には、その所持する紙巻たばこ三級品の数量を全て合計し、その合計数量が 5,000 本以上となるかどうかにより手持品課税の対象となるかどうかを判定します。

なお、所持数量が 0 本の営業所等については、申告は不要です。

（例）A 社 a 営業所（a 市内）1,000 本
b 営業所（b 市内）2,500 本 } 5,500 本 ≥ 5,000 **申告義務あり**
c 倉庫（c 市内）2,000 本

↓
a 営業所：1,000 本
b 営業所：2,500 本 } **所轄の税務署へそれぞれ申告**
c 倉庫：2,000 本

(例) B社 a営業所 (a市内) 3,000本 }
 b営業所 (b市内) 3,000本 } 6,000本 ≥ 5,000 **申告義務あり**
 c営業所 (c市内) 0本 }



所持数量が0本のC営業所については、申告が不要です。

a営業所：3,000本 } 所轄の税務署へそれぞれ申告
 b営業所：3,000本 }

c営業所：0本 申告不要！

4 所持数量には、居宅や倉庫などに保管しているものや一時的に他人に保管させているもの（預け在庫）、顧客からの依頼で保管しているもの（預り在庫）も含まれます。ただし、預り在庫のうち、販売の事実が帳簿等により確認でき、かつ、代金決済が完了しているものは、所持数量から除かれます。

また、明らかに自己又は同居の親族の喫煙用に所持しているものと認められるものも、所持数量から除かれます。

5 小売販売業者が、たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けて、旅館、ホテル又は飲食店等で紙巻たばこ三級品の販売をしている場合には、その出張販売先で所持している紙巻たばこ三級品の数量も所持数量に含まれます。

(注) たばこ事業法上の小売販売業の許可又は出張販売の許可を受けていない旅館、ホテル又は飲食店等が、利用客等の求めに応じてその利用客等に提供するための買い置きとして所持している紙巻たばこ三級品については、手持品課税の対象とはなりません。

6 小売販売業者が、自動販売機で紙巻たばこ三級品を販売している場合には、その自動販売機内にある紙巻たばこ三級品の数量も所持数量に含まれます。

7 手持品課税の日前に、販売業者に販売され又は販売業者から返品された紙巻たばこ三級品（納品書等の日付が手持品課税の日前のもの）が、手持品課税の時（手持品課税の日午前0時現在）に運送途中にある場合には、荷受人である販売業者等が所持していることとなります。

3 申告の方法

手持品課税の対象となる紙巻たばこ三級品を所持するたばこの販売業者の方は、次の(1)から(4)の申告書（4枚複写）を作成の上、(2)から(4)（複写の2枚目以降）を令和元年10月31日（木）までに営業所又は貯蔵場所の所轄税務署に一括して提出してください。

- (1) 「たばこ税等の手持品課税納税申告書」…申告者控用
- (2) 「たばこ税及びたばこ特別税の手持品課税納税申告書」…税務署提出用
- (3) 「道府県たばこ税の手持品課税納税申告書」…都道府県提出用
- (4) 「市町村たばこ税の手持品課税納税申告書」…市区町村提出用

（ここでいう「区」とは、東京23特別区です。政令指定都市の区の場合は、市長宛になります。）

《申告に当たっての注意事項》

1 申告書の用紙は、4枚複写となっていますので、切り離さずボールペンで強くはっきりとご記入ください（3枚目及び4枚目は薄くなりやすいのでご注意ください。）。

2 申告書は、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署において一括して受け付けますので、都道府県や市区町村に別途提出していただく必要はありません。

なお、所轄税務署が遠方にあるなどの事情がある場合には、管轄の都道府県税務課・県税事務所等又は市役所・町村役場に提出していただいても差し支えありません。いずれに提出した場合であっても、申告書は同じ日にそれぞれの提出先に提出されたものとして受理されます。

3 申告書は、郵送等による提出も受け付けています。この場合は、所轄税務署宛に送付願います。收受日付印のある申告書の控えが必要な場合は、複写により作成した「申告者控用」のほか返信用封筒（宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。）を同封してください。

※ 申告書の控えへの收受日付印の押印は、收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

4 申告書は、営業所又は貯蔵場所ごとに、作成して提出してください。

なお、複数の営業所等を同一税務署管内、かつ、同一市区町村内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、各営業所等の所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。

5 小売販売業者が、たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けて出張販売先で所持する紙巻たばこ三級品、倉庫業者等に保管させている紙巻たばこ三級品、又は、自動販売機内に所持する紙巻たばこ三級品については、これら出張販売先等の紙巻たばこ三級品の数量を管理している営業所の所持数量に含めて申告します。

自動販売機の設置場所において、たばこ事業法第22条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、上記営業所の所持数量に含めず、別途申告書の作成が必要です。

（注）営業所とは、小売販売業者がたばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けた場所をいい、貯蔵場所とは、小売販売業者以外の者（製造者及び卸売販売業者等）がたばこを貯蔵している場所（製造場又は保税地域を除く。）をいいます。

4 申告書の提出期限

令和元年10月31日(木)です。

提出期限を過ぎて申告しますと加算税又は加算金が課される場合がありますので、期限内に申告されますよう、十分ご注意ください。

5 税金の納期限

たばこ税の納期限は、**令和2年3月31日(火)**です。

申告書の提出期限から納期限までに約5か月間ありますので、納期限をお忘れにならないようご注意ください。

次の税区分に応じた納付書を使用して、それぞれに定められた方法により納付してください。

税 区 分	納 付 書 の 種 類	納 付 手 続
国のたばこ税及びたばこ特別税	「たばこ税及びたばこ特別税納付書」	金融機関（銀行等）又は、税区分に応じ、納税地を所轄する税務署、都道府県税事務所若しくは市区町村役場税務課の窓口で納付します。なお、地方税の収納を取り扱う金融機関は、都道府県及び市区町村によって異なります。詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。
道府県たばこ税	「道府県たばこ税納付書」	
市町村たばこ税	「市町村たばこ税納付書」	

(注) 1 納付書の「住所」、「氏名」欄には、申告書の「申告者」欄に記入された住所及び氏名を記載してください。

2 営業所又は貯蔵場所ごとに複数の申告書を作成したときには、納付書も申告書ごとにそれぞれ作成してください。

3 納期限を経過してから納付されますと、納期限の翌日から納付日までの延滞税又は延滞金を併せて納付する必要がありますので、必ず期限内に納付してください。

Ⅲ 申告書の記載要領及び注意事項

たばこ税等の手持品課税納税申告書

※	申告者の種別	小・卸	通信日付印	※	令和 年 月 日
(A)	(D)	(〒 -)			
令和 年 月 日	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称				
(B)	(E)	(〒 -)			
税務署長殿	住所	店舗名 () (電話番号 - -)			
(F)	(G)	(〒 -)			
知事殿	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ) (印)			
市町村長殿	個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください			
	同上代理人	(印)			
<p>下記のとおり、令和元年10月1日現在における、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税等の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。</p>					
区分	(H)	(I)			
	所持する紙巻たばこ三級品の数量	1本当たりの税率	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (100円単位で記入)	納付すべき税額 (100円単位で記入)	
たばこ税及びたばこ特別税	① 本	1.966	② (①×1.966) 円	③ 00	④ (②又は②-③) 円
区分	(J)	(K)			
	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)	
道府県税	⑤ 本	0.274	⑥ (⑤×0.274) 円	⑦	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円
市町村税		1.692	⑨ (⑤×1.692) 円	⑩	⑪ (⑨又は⑨-⑩) 円
(M)	出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称		所在地 名称		
	(〒 -) (電話番号 - -)				
	(〒 -) (電話番号 - -)				
税理士法第30条の書面提出		(有)	作成税理士署名・押印		
税理士法第33条の2の書面提出		(有)	(印) (電話番号 - -)		

申告者控用
◎ 申告期限は令和元年10月31日(木)です
◎ 納期限は令和2年3月31日(火)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

紙巻たばこ三級品とは、次の6銘柄をいいます。
 ① わかば ② エコー ③ しんせい ④ ゴールデンバット
 ⑤ ウルマ ⑥ バイオレット

お願い

- 4枚複写（ノーカーボン）となっていますので、切り離さず1枚目の申告者控用の用紙にボールペンで強くはっきりと記入し、4枚全てに押印の上、2～4枚目を所轄税務署に提出してください。郵送により提出する場合は、4ページを参照してください。
なお、1枚目は申告者の控えとなりますので、大切に保管してください。
- ※印の付いている欄には記入しないでください。

記入の仕方

- Ⓐ 申告書の提出年月日を記入します。
- Ⓑ 申告書の提出先の税務署名、都道府県名及び市区町村名を記入します。
(注) 申告書は、営業所又は貯蔵場所ごとに提出する必要があります。
なお、申告書は郵送等により提出できます（営業所又は貯蔵場所の所轄税務署宛送付願います。）。

Ⓒ 「申告者の種別」欄

次の場合に依りて「小」又は「卸」に○印を付します。

小売販売業者の場合	小
上記以外の場合	卸

Ⓓ 「営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称」欄

小売販売業者の場合	たばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けている営業所の所在地及び名称を記入します。 コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等の場合には、<u>店舗名も併せて記入してください。</u>
上記以外の場合	貯蔵場所の所在地と名称を記入します。

Ⓔ 「申告者」欄

	「住所」欄 (住居表示により記載)	「氏名又は名称及び代表者氏名」欄	「個人番号又は法人番号」欄(※)
個人の場合	住所を記入します。	氏名を記入します。	個人番号(12桁)を記入します。
法人の場合	本店所在地を記入します。	その名称(「〇〇〇株式会社」と代表者の役職名と氏名(「代表取締役〇〇〇〇」)を記入します。	法人番号(13桁)を記入します。

(注) 申告手続を支店長など代理人が行う場合には、事前に所轄税務署へ「申告・申請等事務代理人届出書」による届出が必要となります。この場合には、「同上代理人」欄に代理人の役職名(又は職業)と氏名を記入します。

※ 「個人番号又は法人番号」欄は、**4枚複写の2枚目から記入してください。**

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、15ページをご覧ください。

- Ⓕ この申告書を期限内に提出する場合には、()内の文字を二重線で抹消します。
(注) 期限後申告又は修正申告の場合は、該当するいずれかに○印を付します。

㉓ 「所持する紙巻たばこ三級品の数量」①欄

令和元年10月1日午前0時現在に所持する紙巻たばこ三級品の合計本数を記入します。(参考)1箱あたり20本、1カートンあたり200本

箱数又はカートン数ではありませんので、特にご注意ください。

㉔ 「税額」②欄

「①」欄に記入した数量に、「1本当たりの税率」欄の税率1.966を乗じて計算した金額を記入します。

(注) 100円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

下記㉕の端数処理とは異なりますので、特にご注意ください。

㉕ 「納付すべき税額」④欄

「④」欄には、「②」欄に記入した金額をそのまま記入します。

なお、修正申告の場合は、「②」欄の金額から「③」欄の金額を差し引いた金額を「④」欄に記入します。

⇒ 「たばこ税及びたばこ特別税納付書」に「④」欄の金額を記入し、令和2年3月31日(火)までに納付してください(5、14ページ参照)。

㉖ 「課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数」⑤欄

小売販売業者の場合は、「①」欄の数量(本数)を記入します。

卸売販売業者の場合は、所持する「小売用の紙巻たばこ三級品」の合計本数を記入します。(参考)1箱あたり20本、1カートンあたり200本

箱数又はカートン数ではありませんので、特にご注意ください。

㉗ 「税額」(⑥、⑨)欄

「⑤」欄に記入した数量に「1本当たりの税率」欄の税率0.274を乗じて計算した金額を「⑥」欄に、1.692を乗じて計算した金額を「⑨」欄に、それぞれ記入します。

(注) 1円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

上記㉔の端数処理とは異なりますので、特にご注意ください。

㉘ 「納付すべき税額」(⑧、⑪)欄

「⑧」欄には、「⑥」欄に記入した金額をそのまま記入します。

なお、修正申告の場合は「⑥」欄の金額から「⑦」欄の金額を差し引いた金額を「⑧」欄に1円単位で記入します。

⇒ 「道府県たばこ税納付書」に「⑧」欄の金額を記入し、令和2年3月31日(火)までに納付してください(5ページ参照)。

「⑪」欄には、「⑨」欄に記入した金額をそのまま記入します。

なお、修正申告の場合は「⑨」欄の金額から「⑩」欄の金額を差し引いた金額を「⑪」欄に1円単位で記入します。

⇒ 「市町村たばこ税納付書」に「⑪」欄の金額を記入し、令和2年3月31日(火)までに納付してください(5ページ参照)。

㊸ 「出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称」欄

たばこ事業法第26条による出張販売許可を受けている出張販売先（喫茶店、旅館及びホテル等）において、対面販売又は自動販売機による紙巻たばこ三級品を販売している場合などに、その所在地と名称を記入します。

（注）これらの場所が3か所以上あるため記入しきれない場合には、適宜の用紙に記載し、申告書に添付して提出してください。

＜修正申告の場合の注意点＞

修正申告の場合には、次の点に注意してください。

- ・ 「①」、「⑤」欄には、修正後の正しい数量（本数）を、それぞれ記入します。
- ・ 「②」、「⑥」及び「⑨」欄には、修正後の正しい税額を、それぞれ記入します。
- ・ 「③」、「⑦」及び「⑩」欄には、この修正申告前に提出した申告書の「④」、「⑧」及び「⑪」欄に記入した金額をそれぞれ記入します。
- ・ 「④」、「⑧」及び「⑪」欄は、次のとおり計算し、記入します。
「④」欄 = 「②」欄 - 「③」欄（100円未満切捨て）
「⑧」欄 = 「⑥」欄 - 「⑦」欄（1円未満切捨て）
「⑪」欄 = 「⑨」欄 - 「⑩」欄（1円未満切捨て）

＜複数店舗をまとめて申告する場合の注意点＞

同一税務署管内かつ同一市区町村内に有する複数の店舗等をまとめて申告する場合、税額の計算は、合計した所持数量をもとに計算します（1店舗ごとに税額の端数処理をして、合計税額を計算することはできません。）。

納付書は、代表店舗分にまとめた店舗分の合計金額を記載してください（各店舗分の納付書を個別に作成する必要はありません。）。

（例）一般的な小売販売業者が複数店舗をまとめた場合の計算

○ 正しい税額計算

店舗	所持数量	たばこ税及び たばこ特別税	道府県税	市町村税
A店	3,620本	5,360本×1.966 =10,537.76円	5,360本×0.274 =1,468.64円	5,360本×1.692 =9,069.12円
B店	1,600本			
C店	140本			
合計	(申告書①⑤欄) 5,360本	【申告書②欄】 10,500円 (100円未満切捨て)	【申告書⑥欄】 1,468円 (1円未満切捨て)	【申告書⑨欄】 9,069円 (1円未満切捨て)

○ 誤った税額計算（店舗ごとに税額の端数処理を行うことはできません。）

店舗	所持数量	たばこ税及び たばこ特別税	道府県税	市町村税
		×1.966	×0.274	×1.692
A店	3,620本 →	7,100円	991円	6,125円
B店	1,600本 →	3,100円	438円	2,707円
C店	140本 →	200円	38円	236円
合計	5,360本	10,400円	1,467円	9,068円

Ⅳ 設例による税額の計算及び申告書の記載例

(設例) 他に営業所（店舗）があり、かつ、自動販売機の設置がある場合							
<p>【柏店】</p> <p>《店舗内》</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid orange;">紙巻たばこ三級品</td> <td style="border: 1px solid orange; text-align: right;">3,000 本</td> </tr> </table> <p>《店舗設置の自動販売機内》</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid orange;">紙巻たばこ三級品</td> <td style="border: 1px solid orange; text-align: right;">1,500 本</td> </tr> </table>	紙巻たばこ三級品	3,000 本	紙巻たばこ三級品	1,500 本	<p>【川口店】</p> <p>《店舗内》</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid orange;">紙巻たばこ三級品</td> <td style="border: 1px solid orange; text-align: right;">2,500 本</td> </tr> </table>	紙巻たばこ三級品	2,500 本
紙巻たばこ三級品	3,000 本						
紙巻たばこ三級品	1,500 本						
紙巻たばこ三級品	2,500 本						

1 申告義務の判定

申告義務を判定するに当たり、紙巻たばこ三級品の所持数量を算定します。

複数の営業所等があり、それぞれの営業所等の場所で「紙巻たばこ三級品」を所持する場合には、その所持する「紙巻たばこ三級品」の数量（本数）を全て合計し、その合計数量が5,000 本以上となるかどうかにより、手持品課税の対象となるかどうかを判定しますので、「柏店」で所持する「紙巻たばこ三級品」の数量（本数）と「川口店」で所持する「紙巻たばこ三級品」の数量（本数）を合計します。

判 定	【柏店】 紙巻たばこ三級品（店舗内）	3, 000本
	【柏店】 紙巻たばこ三級品 （店舗設置の自動販売機内）	1, 500本
	【川口店】 紙巻たばこ三級品（店舗内）	2, 500本
	合 計	7, 000本
	7, 000本 ≥ 5, 000本 ⇒ 申告義務あり	

2 納付すべき税額の計算

申告書は、営業所（店舗）ごとに提出する必要がありますので、「柏店」と「川口店」とに区分して税額の計算を行います。

- (注) 1 自動販売機の設置場所において、店舗とは別にたばこ事業法第22条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、店舗所持分と自動販売機所持分を区分して税額の計算を行い、それぞれ申告書を作成して提出する必要があります。
- 2 複数の営業所等を同一税務署管内、かつ、同一市区町村内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、営業所等ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。

税 額 の 基 礎 と な る 数 量		
営業所（店舗）の所在地	た ば こ の 区 分	所 持 数 量
千葉県 柏市	紙巻たばこ三級品	4, 500本
埼玉県 川口市	紙巻たばこ三級品	2, 500本

税額の基礎となる数量を基に、税額をそれぞれ計算します。

【柏店分の税額計算】

(1) たばこ税及びたばこ特別税

所持数量	税率	納付すべき税額
4,500本	1.966	8,800円

※納付すべき税額は、100円未満を切り捨て、100円単位で算出します。

(2) 道府県たばこ税

所持数量	税率	納付すべき税額
4,500本	0.274	1,233円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

(3) 市町村たばこ税

所持数量	税率	納付すべき税額
4,500本	1.692	7,614円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

【川口店分の税額計算】

(1) たばこ税及びたばこ特別税

所持数量	税率	納付すべき税額
2,500本	1.966	4,900円

※納付すべき税額は、100円未満を切り捨て、100円単位で算出します。

(2) 道府県たばこ税

所持数量	税率	納付すべき税額
2,500本	0.274	685円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

(3) 市町村たばこ税

所持数量	税率	納付すべき税額
2,500本	1.692	4,230円

※納付すべき税額は、1円未満を切り捨て、1円単位まで算出します。

設例の申告書の記載例は、12、13ページのとおりです。
納付書の記載例は、14ページのとおりです。

《設例の申告書記載例（柏店分）》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

令和元年 10月 ●日 柏 税務署長殿 千葉県 知事殿 柏 市町村長殿		※ 申告者の種別 <input checked="" type="radio"/> 小 卸 通信日付印 ※ 令和 年 月 日			
営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 ●●● - ●●●●) 千葉県柏市●●1-2-3 株式会社霞が関商店 柏店 店舗名 (●●●ストア柏店) (電話番号 ●● - ●●●● - ●●●●)		申告者控用 ◎ 申告期限は令和元年10月31日(木)です ◎ 納期限は令和2年3月31日(火)です			
住所 (〒 ●●● - ●●●●) 千代田区霞が関3-●-● (電話番号 ●● - ●●●● - ●●●●)					
氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ) カフシキガイシャ カスミガセキショウテン 株式会社 霞が関商店 代表取締役 ●● ●●					
個人番号又は法人番号 この欄は、2枚目から記入してください					
同上代理人		(印)			
下記のとおり、令和元年10月1日現在における、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税等の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。					
区分	所持する紙巻たばこ三級品の数量	1本当たりの税率	税額 (100円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (100円単位で記入)	納付すべき税額 (100円単位で記入)
たばこ税及びたばこ特別税	① 4.500 本	1.966	② (①×1.966) 円 8.800	③ 円 00	④ (②又は②-③) 円 8.800
区分	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑤ 4.500 本	0.274	⑥ (⑤×0.274) 円 1.233	⑦ 円	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円 1.233
市町村税	4.500	1.692	⑨ (⑤×1.692) 円 7.614	⑩ 円	⑪ (⑨又は⑨-⑩) 円 7.614
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (電話番号 - -)		名称		
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	(〒 -) (電話番号 - -)				
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="radio"/> 有	作成税理士署名・押印			
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="radio"/> 有	(印) (電話番号 - -)			

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

紙巻たばこ三級品とは、次の6銘柄をいいます。

- ① わかば ② エコー ③ しんせい ④ ゴールデンバット
 ⑤ ウルマ ⑥ バイオレット

《設例の申告書記載例（川口店分）》

たばこ税等の手持品課税納税申告書

令和元年 10月 ●日 川口 税務署長殿 埼玉県 知事殿 川口 市町村長殿		※ 申告者の種別 <input checked="" type="radio"/> 小・卸 通信日付印 ※ 令和 年 月 日			
営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 ●●● - ●●●●) 埼玉県川口市●●1-2-3 株式会社霞が関商店 川口店 店舗名 (●●●ストア川口店) (電話番号 ●● - ●●●●●●●●●●)		住所 (〒 ●●● - ●●●●) 千代田区霞が関3-●-● (電話番号 ●● - ●●●●●●●●●●)			
氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ) カフシキガイシャ カスミガセキショウテン 株式会社 霞が関商店 代表取締役 ●● ●●		個人番号又は法人番号 この欄は、2枚目から記入してください			
同上代理人		(印)			
下記のとおり、令和元年10月1日現在における、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税等の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。					
区分	所持する紙巻たばこ三級品の数量	1本当たりの税率	税額 (100円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (100円単位で記入)	納付すべき税額 (100円単位で記入)
たばこ税及びたばこ特別税	① 2.500 本	1.966	② (①×1.966) 円 4.900	③ 円 00	④ (②又は②-③) 円 4.900
区分	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑤ 2.500 本	0.274	⑥ (⑤×0.274) 円 685	⑦ 円	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円 685
市町村税		1.692	⑨ (⑤×1.692) 円 4.230	⑩ 円	⑪ (⑨又は⑨-⑩) 円 4.230
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 -) (電話番号 - -)		名称		
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="radio"/> 有		作成税理士署名・押印		
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="radio"/> 有		(印) (電話番号 - -)		

申告者控用

◎申告期限は令和元年10月31日(木)です

◎納期限は令和2年3月31日(火)です

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

紙巻たばこ三級品とは、次の6銘柄をいいます。
 ① わかば ② エコー ③ しんせい ④ ゴールデンバット
 ⑤ ウルマ ⑥ バイオレット

V 納付書の書き方について

【たばこ税及びたばこ特別税納付書】

「整理番号」欄は記入しないでください。

申告書の「申告者」欄に記載された住所、氏名を記入します。
 なお、申告者の住所と営業所又は貯蔵場所が異なる場合は、営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称も併せて記入してください。

申告書の「④」欄（12、13 ページ参照）の金額を記入します。
 ※ 「合計額」欄の頭に「¥」を記入してください。

設例における記載例

店舗	住所（所在地）欄及び氏名（法人名）欄	本税・合計額欄
柏店	千代田区霞が関3-0-0 (千葉県柏市001-2-3) 株式会社 霞が関商店 (000ストア柏店)	¥ 8 8 0 0 ※ 「¥」は合計額欄のみに記入
川口店	千代田区霞が関3-0-0 (埼玉県川口市001-2-3) 株式会社 霞が関商店 (000ストア川口店)	¥ 4 9 0 0 ※ 「¥」は合計額欄のみに記入

【道府県たばこ税納付書・市町村たばこ税納付書】

「道府県たばこ税納付書」及び「市町村たばこ税納付書」については、都道府県及び市区町村によって様式が異なります。詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。

Ⅵ その他

1 小売販売業者の方の記帳

小売販売業者の方は、適正な手持品課税の申告手続きが行えるよう令和元年9月24日(火)から同年10月8日(火)までの間、次の事項を日々記帳してください（記帳の仕方については、次ページの「小売販売業者の帳簿の記載例」を参照してください）。

- (1) 購入した紙巻たばこ三級品の数量、購入年月日並びに仕入先の住所及び氏名又は名称（ただし、仕入れに関する納品書等を保存している場合には、省略して差し支えありません。）
- (2) 販売した紙巻たばこ三級品の数量及び販売年月日
- (3) 返品した紙巻たばこ三級品の数量、返品年月日並びに返品先の住所及び氏名又は名称

（注）常時紙巻たばこ三級品の取扱い数量が5,000本未満であるなど、令和元年10月1日午前0時現在の紙巻たばこ三級品の所持数量が明らかに5,000本未満であると認められる場合においては、日々の記帳によらず、一定期間（1か月以内）ごとのまとめ記帳によることとして差し支えありません。

2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

手持品課税に係る申告書には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書等を税務署等へ提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

【社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の最新情報やお問合せ】

- ・ 内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ www.cao.go.jp/bangouseido/
(マイナンバー)
- ・ マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178



【国税に関するマイナンバー制度の最新情報】

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー **検索** www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm

法人番号は、インターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」において確認できます。

法人番号公表サイト **検索** www.houjin-bangou.nta.go.jp

小売販売業者の帳簿の記載例

年月日	仕入 (取替えを含む。)			販売			返品 (取替えを含む。)			参考 (在庫数)
	たばこの区分	数量	仕入先	たばこの区分	数量	仕入先	たばこの区分	数量	仕入先	
令和元年 9月24日	紙巻三級品	20×100箱	港区虎ノ門 国税たばこ 販売㈱ ○○支店	紙巻三級品	20×10箱	港区虎ノ門 国税たばこ 販売㈱ ○○支店	紙巻三級品	20×10箱	港区虎ノ門 国税たばこ 販売㈱ ○○支店	紙巻三級品 2,500本
9月30日	紙巻三級品	20×150箱	〃	紙巻三級品	20×30箱					紙巻三級品 5,500本
10月8日	紙巻三級品	20×50箱	〃	紙巻三級品	20×10箱					紙巻三級品 4,000本

仕入れに関する納品書等を保存している場合には、仕入欄の記帳は省略して差し支えありません。

この数量(本数)が、5,000本以上である場合に手持品課税の対象となります。

- ※ 紙巻たばこ三級品以外の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ、かみ用のたばこ、かざ用のたばこは課税対象となりませんので、所持数量の判定における数量に含める必要はありません。
- ※ 営業所を2以上有する場合には、各営業所で所持するたばこの数量をすべて合計して5,000本以上かどうかを判定します。

下書き用としてお使いください

たばこ税等の手持品課税納税申告書

令和 年 月 日 営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 店舗名 () (電話番号 - -)		※	申告者の種別	小・卸	通信日付印	令和 年 月 日
税務署長殿	住所	(〒 -)				
知事殿	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)				
市町村長殿	個人番号又は法人番号	この欄は、2枚目から記入してください				
	同上代理人					

下記のとおり、令和元年10月1日現在における、紙巻たばこ三級品に係るたばこ税等の手持品課税納税申告書（期限後申告書・修正申告書）を提出します。

区分	所持する紙巻たばこ三級品の数量	1本当たりの税率	税額 (100円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (100円単位で記入)	納付すべき税額 (100円単位で記入)
たばこ税及びたばこ特別税	① 本	1.966	② (①×1.966) 円 00	③ 円 00	④ (②又は②-③) 円 00

区分	課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨て)	修正申告の場合の修正申告前の確定額 (1円単位で記入)	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑤ 本	0.274	⑥ (⑤×0.274) 円	⑦ 円	⑧ (⑥又は⑥-⑦) 円
市町村税		1.692	⑨ (⑤×1.692) 円	⑩ 円	⑪ (⑨又は⑨-⑩) 円

出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		名称
	(〒 -)	(電話番号 - -)	
	(〒 -)	(電話番号 - -)	

税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名・押印
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(印) (電話番号 - -)

(注) 1 必要事項をボールペンで強く記入してください。なお、※欄には記入しないでください。
 2 出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

紙巻たばこ三級品とは、次の6銘柄をいいます。

- ① わかば ② エコー ③ しんせい ④ ゴールデンバット
 ⑤ ウルマ ⑥ バイオレット

申告者控用

◎ 申告期限は令和元年10月31日(木)です

◎ 納期限は令和2年3月31日(火)です

申告書を提出する前に必ずご確認ください

	確 認 項 目	チェック
1	<p>○ 「所持する紙巻たばこ三級品の数量」欄（①・⑤欄）の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紙巻たばこ三級品以外の製造たばこの数量が含まれていませんか。 紙巻たばこ三級品以外の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ、かみ用のたばこ、かぎ用のたばこは課税対象となりません。 ・ 本数で記載していますか。 （箱数・カートン数ではありません。） 	<input type="checkbox"/>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「所持する紙巻たばこ三級品の数量」欄（①欄）及び「課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数」欄（⑤欄）が0本ではありませんか。 （複数の営業所等の所持数量が合計で5,000本以上であり、申告が必要な場合であっても、所持数量が0本の店舗については、申告書の提出は不要です。） 	<input type="checkbox"/>
2	<p>○ 端数計算の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税の「税額」欄（②欄）及び「納付すべき税額」欄（④欄） → <u>100円単位</u>で記入（100円未満切捨て） ・ 地方税の「税額」欄（⑥・⑨欄）及び「納付すべき税額」欄（⑧・⑪欄） → <u>1円単位</u>で記入（1円未満切捨て） 	<input type="checkbox"/>
3	<p>○ 複写部分及び押印の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告書の4枚目まで複写されていますか。 ・ <u>押印漏れ</u>はありませんか。 	<input type="checkbox"/>
※	<p>○ 「住所」欄は地番表示ではなく、<u>住居表示</u>で記載してください。 （例：〇〇市●●□丁目△番▲▲号）</p>	

複数店舗をまとめて申告される方

4	○ 「営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称」欄に <u>代表店舗名</u> を記載していますか。	<input type="checkbox"/>
5	○ 1店舗ごとに税額の端数処理をしていませんか（P.9参照）	<input type="checkbox"/>
6	○ 各店舗の所持数量の明細書（適宜の用紙）を添付していますか。	<input type="checkbox"/>
※	○ <u>納付書の「住所（所在地）」欄及び「氏名（法人名）」欄</u> には本社の所在地及び名称だけではなく、 <u>代表店舗の所在地及び名称</u> を併せて記載してください。	